

3-1-4 追加候補業種に係る検討

(1)自治体からの意見

対象業種の追加や削除に係る自治体からの意見を表 3-25 に示す。「重要な排出源が捕捉されていない」といった理由で多くの業種を追加する提案がなされる一方で、「自主的な管理の促進にならない」といった理由で燃料小売業を除外する提案が多く出された。また、業種の指定を撤廃し、年間取扱量等の要件を満たすすべての事業者が届出すべきという意見もあった。詳細は参考資料参照。

表 3-25 対象業種の追加や削除に係る自治体からの意見

追加すべき業種	削除すべき業種	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業 ・ 建物清掃業、建物消毒業 ・ 自動車運送業 ・ 高等学校・専門学校 ・ ゴルフ場 ・ 漁網処理業 ・ 塗装工程を有する業種 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料小売業 ・ 計量証明業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄スクラップ卸売業(フロンへの限定の撤廃) ・ 自動車卸売業(フロンへの限定の撤廃)

注：業種名は自治体からの回答を表記しており、日本標準産業分類とは異なる。

(2)考察

平成 13 年度～平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業、文献調査等により追加の候補となる業種を表 3-26 に示す。なお、PRTR フォローアップ事業等で比較的情報が収集できた医療業、建物サービス業、非対象業種のうち排出量が最大であった建設業について、第 7 章に整理した。

医療業

平成 13 年度～平成 15 年度の PRTR フォローアップ事業では、対象化学物質として 15 物質の使用が報告され、グルタルアルデヒドのような物質では業種としての寄与が大きい可能性が示唆された。また、届出外排出量として病院、滅菌代行業(医療業の一部である)を含めてエチレンオキシドの排出量は約 160t/年(平成 16 年度)と推計されており、当該物質の寄与も全業種の届出排出量(平成 16 年度)に比べて大きい。しかし、届出の際の事業者の技術的な可能性等については未調査である。

建物サービス業

平成 13 年度～平成 15 年度の PRTR フォローアップ事業では、洗浄剤及び殺虫剤に含まれる 10 物質の使用が報告されたが、いずれも事業所あたりの年間取扱量は 1t 未満であった。取扱量のすそ切りを下げた場合には、2-アミノエタノール、フェニトロチオン等において、建物サービス業の寄与が大きい可能性がある。しかし、届出の際の事業者の技術的な可能性等については未調査である。

届出外排出量の業種別集計によると、洗浄剤等に係る年間排出量は約 2,000t と推定され、全体への寄与が小さくない可能性が示唆された。

建設業

文献による調査では、建築資材に使用される主な対象化学物質は、塗料・接着剤 合板等の木材に残存するホルムアルデヒド、セメント混和剤等に使用される界面活性剤、しるあり防除剤である。届出外排出量の推計では、塗料・接着剤としての排出量は約 5.5 万 t/年であり、溶剤を中心とする排出量が非常に大きいことが明らかである。

しかし、建設業の業務形態が複雑であるために、既存の対象業種とは化学物質の把握方法などが異なる可能性があり、より詳しい事業者の実態調査等が必要である。

その他の業種

農業、水産養殖業、ゴルフ場等の一部の業種では届出外排出量の推計による情報があるものの、それ以上の詳細が把握できていない。対象業種としての追加に際し、排出量に関する追加調査や事業主体の報告の技術的な可能性について情報を収集する必要がある。

表 3-26 追加候補業種とその選定理由

業種 コード	業種名	選定理由			
		フォローアップ 事業	届出外排出量 の集計	日本標準 産業分類	諸外国
01	農業				
02	林業				
03	漁業				
04	水産養殖業				
052	石炭・亜炭鉱業				
E	建設業				
43	道路旅客運送業				
44	道路貨物運送業				
45	水運業				
46	航空運輸業				
48	運輸に附帯するサービス業				
5241	空瓶・空缶等空容器卸売業				
5243	非鉄金属スクラップ卸売業				
5249	その他の再生資源卸売業				
531	一般機械器具卸売業				
533	電気機械器具卸売業				
539	その他の機械器具卸売業				
73	医療業				
74	保健衛生				
763	高等学校、中等教育学校				
804	獣医業				
8291	洗張・染物業				
8443	ゴルフ場				
904	建物サービス業				
9092	産業用設備洗浄業				
9094	看板書き業				

注：06 総合工事業、07 職別工事業、08 設備工事業は「建設業」としてまとめた。

3 - 2 年間取扱量のすそ切り

3-2-1 類似制度の状況

(1) 条例における規定

札幌市等では自治体の条例において年間取扱量のすそ切り要件を PRTR と異なるものとして設定している(表 3-27)。

表 3-27 条例における年間取扱量の要件

自治体名	年間取扱量の要件
札幌市	年間 100kg 以上
埼玉県	年間 500kg 以上
東京都	年間 100kg 以上
横浜市	すそ切りなし
大阪府	年間 100kg 以上の物質が 1 つ以上ある事業所において、年間 30kg ~ 100kg 以上の物質(物質ごとにすそ切りが異なる) 詳細は参考資料参照

(2) 諸外国の状況

諸外国の PRTR 制度における事例のうち国内の制度と異なるものは表 3-28 のとおりである。

表 3-28 諸外国における年間取扱量の要件の例

国名	年間取扱量
米国、カナダ、豪州、韓国	一部の物質を除き、基本的には年間 10t 以上
英国、フランス	すそ切りなし

資料:平成 17 年度 PRTR 制度国際動向調査(東京海上日動リスクコンサルティング(株))

(3) その他

平成 13 年度 ~ 平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業及び平成 9 ~ 平成 11 年度 PRTR パイロット事業では、年間取扱量を 0.1t 以上として調査した。

3-2-2 報告データ等の状況

既存の調査では平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業が最も解析に適したデータであった(他の調査は取扱量のすそ切りを 5t/年としていたなどの理由)ため、以下は、平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業に基づく結果に限定して整理した。

(1) 業種別の取扱状況

年間取扱量のランクごとの延べ報告件数を集計した結果を表 3-29 に示す。下水道業のような特殊な業種(=主として特別要件施設に関係)を除くと、「食料品製造業」や「家具・装備品製造業」及び「自然科学研究所」において年間取扱量 1t 未満の寄与が大きくなっている(件数ベースで8割以上)。

表 3-29 年間取扱量のランク別の延べ報告件数

業種コード	業種名	取扱量別の回答数				回答数の構成比			
		0.1t未満	0.1t～1t未満	1t以上	合計	0.1t未満	0.1t～1t未満	1t以上	合計
2000	化学工業	127	162	238	527	24%	31%	45%	100%
5930	燃料小売業	103	50	155	308	33%	16%	50%	100%
3000	電気機械器具製造業	80	89	113	282	28%	32%	40%	100%
2800	金属製品製造業	68	70	105	243	28%	29%	43%	100%
2200	プラスチック製品製造業	37	34	78	149	25%	23%	52%	100%
3100	輸送用機械器具製造業	34	32	53	119	29%	27%	45%	100%
2900	一般機械器具製造業	35	36	43	114	31%	32%	38%	100%
2500	窯業・土石製品製造業	24	22	39	85	28%	26%	46%	100%
2300	ゴム製品製造業	21	23	28	72	29%	32%	39%	100%
2700	非鉄金属製造業	18	23	31	72	25%	32%	43%	100%
2600	鉄鋼業	18	24	26	68	26%	35%	38%	100%
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	19	25	23	67	28%	37%	34%	100%
3400	その他の製造業	19	15	31	65	29%	23%	48%	100%
1900	出版・印刷・同関連産業	13	15	27	55	24%	27%	49%	100%
8716	一般廃棄物処理業	44	9	1	54	81%	17%	2%	100%
5132	石油卸売業	6	3	42	51	12%	6%	82%	100%
1400	繊維工業	14	10	17	41	34%	24%	41%	100%
3830	下水道業	38	1		39	97%	3%		100%
2100	石油製品・石炭製品製造業	11	9	14	34	32%	26%	41%	100%
1200	食料品製造業	19	7	5	31	61%	23%	16%	100%
1700	家具・装備品製造業	11	14	4	29	38%	48%	14%	100%
7210	洗濯業	6	6	8	20	30%	30%	40%	100%
1600	木材・木製品製造業	6	7	6	19	32%	37%	32%	100%
9210	自然科学研究所	12	2	2	16	75%	13%	13%	100%
3200	精密機械器具製造業	3	4	7	14	21%	29%	50%	100%
7700	自動車整備業	1	4	9	14	7%	29%	64%	100%
3500	電気業	4	3	5	12	33%	25%	42%	100%
4400	倉庫業	2	1	8	11	18%	9%	73%	100%
	上記以外の対象業種	25	16	18	59	42%	27%	31%	100%
	合計	818	716	1,136	2,670	31%	27%	43%	100%

資料:平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業(環境省)

注:対象化学物質ごとの報告を1件としてカウントした。

(2) 主な対象化学物質とその用途

年間取扱量 1t 未満として報告件数が多い対象化学物質とその用途を表 3-30 に示す。トルエン、キシレン、エチルベンゼンが上位3物質であり、これらの3物質とも「塗料・接着剤」として使われている場合が最も多い。しかし、これらの3物質は届出の件数も多いため、結果として年間取扱量 1t 未満の寄与は大きくないと考えられる(件数ベースの単純比較で 1%未満)。

逆に、ヒドラジンや「銀及びその水溶性化合物」、「コバルト及びその化合物」、ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル等の対象化学物質は、届出された(=年間取扱量 1t 以上の)件数と比較して年間取扱量 1t 未満の割合が比較的高く、1t 未満の寄与が無視できない可能性を示唆している。

表 3-30 年間取扱量 1t 未満の主な対象化学物質とその用途

物質番号	対象化学物質 物質名	用途別回答数													合計(a)	届出件数(b)	届出件数と 届出比率 (a)/(b)			
		塗料・接着剤	試薬	殺菌・消毒剤	洗浄剤・表面処理	反応溶剤	触媒	抽出溶剤	排ガス・排水等処理	原材料、添加剤	燃料	製造	副次的生成	ボイラ用				その他		
63	キシレン	90	4		21	10		7		14	24				1		4	175	24,424	1%
227	トルエン	72	6		33	9		7		4	29				1		2	163	23,761	1%
40	エチルベンゼン	58	2		6	2		1		7	39				1		2	118	19,657	1%
304	ほう素及びその化合物	6	1		28	1	8			2	34				1		3	84	3,582	2%
230	鉛及びその化合物	28	1		7		1				36						6	79	4,295	2%
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	26	1		5	2				10	25							69	13,849	0.5%
253	ヒドラジン			2	2	3			1	5						44	3	60	230	26%
43	エチレングリコール	8	2		7	4		1		15				1			18	56	4,955	1%
145	ジクロロメタン	7	5		25	4	2	5		2							2	52	4,352	1%
299	ベンゼン	3	5		1	4		2		1	32						2	50	20,920	0.2%
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1			27	1				15							3	47	588	8%
311	マンガン及びその化合物	11			9	1	2			18				1			3	45	3,716	1%
69	6価クロム化合物	16	1		18					8								43	3,479	1%
1	亜鉛の水溶性化合物	5		2	15		1		2	13						1		39	3,421	1%
232	ニッケル化合物	2	1		19		1			15								38	980	4%
100	コバルト及びその化合物	6			4		4			20			1				1	36	407	9%
270	フタル酸ジ-n-ブチル	15	1				1			16							2	35	405	9%
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	3		3	9				1	17							2	35	547	6%
310	ホルムアルデヒド	12	1	4	5					10	1						2	35	625	6%
68	クロム及び3価クロム化合物	4			3		2			14			2				8	33	3,655	1%
64	銀及びその水溶性化合物	3	1		6		1			17							3	31	232	13%
	その他の物質	133	65	8	162	40	28	17	5	370	3	0	1	9	70	911			80,570	1%
	合計	509	97	19	412	81	51	40	11	661	153	1	9	54	136	2,234			218,650	1%

注1:「用途別回答数」は平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業(環境省)による。

注2:「届出件数」は平成 15 年度 PRTR データの概要(環境省・経済産業省)による。

(3) 業種と対象化学物質の対応関係

年間取扱量 1t 未満の寄与が大きな業種や対象化学物質を例示したが、両者の対応関係は表 3-31 に示すとおりであり、目立った偏りなどの特徴はない。

表 3-31 年間取扱量 1t 未満の対象化学物質と業種との対応関係

物質番号	対象化学物質 物質名	業種別回答数														合計			
		1400	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2500	2600	2700	2800	2900	3000	3100		3400	5132	その他
		繊維工業	パルプ・紙・紙加工品製造業	出版・印刷・同関連産業	化学工業	石油製品・石炭製品製造業	プラスチック製品製造業	ゴム製品製造業	窯業・土石製品製造業	鉄鋼業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	一般機械器具製造業	電気機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	石油卸売業		
63	キシレン	2	1		14	2	6	6	4	3		8	4	12	3	4		4	73
40	エチルベンゼン		1		8	1	2	3	1	4		6	9	11	3		2	14	65
304	ほう素及びその化合物	3	2	1	12	1	1	2	2	3	2	11	4	9	2	2		1	58
227	トルエン		2		8		3	2	4	2		11	1	11	3	2		6	55
230	鉛及びその化合物				3	3	2	3		1	3	10	3	11	10	2		1	52
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	1		2	6	1	3	1				6	7	5	4			9	45
43	エチレングリコール	2		1	11		1	1		2	1			10		1		2	32
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1			7	3	1	2	2	1		6		2	4			2	31
1	亜鉛の水溶性化合物				8	2		2				2		7	8			1	30
253	ヒドラジン	1	5		6	4		2	3	1		2			3			1	28
270	フタル酸ジ-n-ブチル		1	3	9	1	3	2	1			1	1	1	1			2	26
310	ホルムアルデヒド		1		8	1		1	1			3		6	1	1		2	25
311	マンガン及びその化合物				8				3	2	1	4		5	2				25
100	コバルト及びその化合物				11	3		1	1	3	3			1					23
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	1	1	1	4		3		1	1		4	1	1	3			1	22
44	エチレングリコールモノエチルエーテル				6		1					5	1	4	1	2		1	21
232	ニッケル化合物			2	3			2	1	2				7	2	2			21
68	クロム及び3価クロム化合物			1	3		1	3		2	2	2		4		2			20
299	ベンゼン		1		4		1	1	2	2		1	2	4	2		1	2	20
25	アンチモン及びその化合物				6		1	2	1	2	1			5				1	19
64	銀及びその水溶性化合物				1				1		1	2	1	10		3			19
69	6価クロム化合物			1	3		1					6	3	1	3	1			19
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	1		9				2	1		1					1		19
176	有機スズ化合物		1		7		2					1		3	2	1			17
231	ニッケル			1	5			1	1		1		1	4	1	2			17
16	2-アミノエタノール				7	2							1	2	3			1	16
30	ビスフェノールA型エポキシ樹脂(液状のものに限る。)				1			3				4	2	5				1	16
101	酢酸2-エトキシエチル				5			1		1		1	2	3	2				15
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)				6		1		1			3	1	1	2				15
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	1	1		5	2	1			1		1			1			1	14
266	フェノール				2		2	2						4	1	1		2	14
346	モリブデン及びその化合物				3	2			2		1			2	4				14
177	スチレン		1		2							4	3	3					13
207	銅水溶性塩(錯塩を除く。)				5						2	3		1	1	1			13
9	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)				2	1	2	4			1				2				12
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)				2							1	1	3	2	2		1	12
172	N,N-ジメチルホルムアミド		1		4						1			3	1			1	11
200	テトラクロロエチレン				2	2		2	1	1					2				10
204	チウラム					1	7	1							1				10
283	ふっ化水素及びその水溶性塩				1		1	2			1	3		2					10
	上記以外の物質	2	8	2	165	12	18	34	10	4	8	10	4	21	10	6		8	322
	合計	15	28	15	382	43	56	91	46	39	29	122	52	187	90	36	3	65	1,299

資料:平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業(環境省)

(4) 排出量としての寄与率

平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業のデータ(平成 14 年度排出量)及び平成 15 年度 PRTR データ(届出)に基づき、年間取扱量 1t 未満の物質による排出量の寄与率を試算した。具体的な方法は下記のとおり。なお、平成 14 年度排出量の届出における年間取扱量のすそ切りは 5t(特定第一種指定化学物質は 0.5t)であり、PRTR フォローアップ事業はその届出要件に合わせて実施されたものである。

抽出率の算出

PRTR フォローアップ事業の回答事業所から平成 14 年度の届出事業者の要件に該当する事業所を抽出し、以下の定義に従って業種別及び対象化学物質別に抽出率を算出した。

$$\text{抽出率} = \frac{\text{フォローアップ事業の報告事業所数(届出要件に該当するところ)}}{\text{平成14年度のPRTR届出事業所数}}$$

年間取扱量 1t 未満による全国排出量の拡大推計

PRTR フォローアップ事業の排出量の集計値(取扱量 5t 未満)と上記の捕捉率より、平成 14 年度の対象業種における年間取扱量 1t 未満による全国の排出量を試算した。なお、平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業の年間取扱量や排出率は厳密な値ではなく、以下のような選択肢として回答されたものであるため、それぞれのランクに対応した設定値を使い、それぞれ報告件数に乗じることで排出量を推計した。

< 年間取扱量の設定値 >

回答	設定値
0.1t 以上 0.5t 未満	250kg/年
0.5t 以上 1t 未満	750kg/年

< 排出率の設定値 >

回答	設定値
ほとんど排出はない	5%
ごく一部	30%
半分程度	50%
半分より大きい	70%
ほとんど全て	95%

対象業種全体の排出量の推計

前記とPRTRの平成14年度届出排出量の合計(下記)を対象業種全体の排出量とみなした。

$$\text{対象業種全体の排出量} = \text{年間取扱量1t未満による全国排出量} + \text{平成14年度の届出排出量}$$

年間取扱量 1t 未満の寄与率の推計

対象業種全体の排出量(前記)に対する年間取扱量 1t 未満による全国排出量(拡大推計の結果)の割合を算出し、「年間取扱量 1t 未満の寄与率」とした(下記)。

$$\text{年間取扱量1t未満の寄与率} = \frac{\text{年間取扱量1t未満による全国排出量(前記)}}{\text{対象業種全体の排出量(前記)}}$$

以上の方法で業種別及び物質別の寄与率を試算した結果を表 3-32、表 3-33 に示す。

「金属製品製造業」「一般機械器具製造業」「輸送用機械器具製造業」の公共用水域への排出量では取扱量 1t/年未満の寄与が 10%を超えるため、寄与が小さくない可能性が示唆される。物質別には、「有機スズ化合物」の大気への排出量のように取扱量 1t/年未満の寄与が大きい可能性のある物質が抽出される。

表 3-32 年間取扱量 1t 未満の寄与率の推計結果(業種別)

業種		事業所数			排出量推計値(t/年)				PRTR届出排出量(t/年)(e)		1t未満寄与率=(d)/((c)+(e))	
					取扱量5t未満(c)		うち、取扱量1t未満(d)		大気	公共用水域		
業種コード	業種名	フォローアップ回答事業所(a)	届出事業所(b)	抽出率=(a)/(b)	大気	公共用水域	大気	公共用水域	大気	公共用水域	大気	公共用水域
1400	繊維工業	13	213	6%	118	63	23	16	5,428	1,262	0.4%	1.2%
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	21	308	7%	101	10	26	5	21,124	336	0.1%	1.4%
1900	出版・印刷・同関連産業	24	300	8%	397	6	14	1	21,549	0	0.1%	9.0%
2000	化学工業	211	2,088	10%	1,055	248	91	24	35,125	3,183	0.3%	0.7%
2100	石油製品・石炭製品製造業	13	175	7%	38	18		3	1,155	18		8.4%
2200	プラスチック製品製造業	70	828	8%	594		95		30,830	413	0.3%	
2300	ゴム製品製造業	25	225	11%	314	21	54	3	12,585	66	0.4%	3.6%
2500	窯業・土石製品製造業	31	446	7%	342	22	55	6	9,242	44	0.6%	9.7%
2600	鉄鋼業	27	307	9%	396	27	41	4	4,744	527	0.8%	0.6%
2700	非鉄金属製造業	30	480	6%	47	67	1	8	2,727	440	0.1%	1.6%
2800	金属製品製造業	82	1,297	6%	2,138	189	263	30	18,124	88	1.3%	10.9%
2900	一般機械器具製造業	33	469	7%	611	0	116	0	8,476	1	1.3%	15.5%
3000	電気機械器具製造業	99	1,076	9%	1,349	104	249	12	9,940	403	2.2%	2.3%
3100	輸送用機械器具製造業	46	901	5%	1,654	46	229	11	52,732	44	0.4%	11.8%
3400	その他の製造業	26	379	7%	425	16	51	3	10,974	22	0.4%	8.8%
5132	石油卸売業	43	593	7%	16		2		406		0.4%	
5930	燃料小売業	133	18,386	1%	3,135		232		1,407	110	5.1%	

注1: PRTR フォローアップ事業の回答は、届出事業所(5t以上の物質あり)の要件に該当する事業所のデータを抽出した。

注2: 届出事業所は平成14年度PRTRデータ(環境省・経済産業省)による。

注3: 排出量推計値は、PRTR フォローアップ事業のデータを抽出率で補正した値。さらに、公共用水域は下水道普及率を60%と仮定して算出した。

注4: PRTR フォローアップ事業における回答のうち、届出と重複するデータは除外している。

注5: 本表には(a)の事業所数が10件以上の業種を掲載。

表 3-33 年間取扱量 1t 未満の寄与率の推計結果(対象化学物質別)

物質 番号	対象化学物質 物質名	事業所数			排出量推計値(kg/年)				PRTR届出排出 量(kg/年)(e)		1t未満寄与率 =(d)/((c)+(d))	
		フォロー アップ回答 事業所(a)	届出事業 所(b)	抽出率 =(a)/(b)	取扱量5t未満 (c)		うち、取扱量1t 未満(d)		大気	公共用 水域	大気	公共用 水域
253	ヒドラジン	42	111	39%	7	10	2	2	2	10	22%	11%
64	銀及びその水溶性化合物	29	127	23%				0.1	0.1	0.05		3%
176	有機スズ化合物	22	123	20%	2	6	2	0.03	0.2	1	93%	0.5%
12	アセトニトリル	27	140	19%	33		1		190	31	1%	
9	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	21	114	18%	12		6		6	0.0001	34%	
308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニル エーテル	14	77	18%	14	5	2	1	2	4	14%	7%
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	31	175	18%	78	4	24	0.5	297	21	6%	2%
254	ヒドロキノン	13	74	18%		9		0.03	0.04	4		0.3%
101	酢酸2-エトキシエチル	28	164	17%	173		11		414	1	2%	
46	エチレンジアミン	13	79	16%	1	0.5		0.5	12	166		0.3%
270	フタル酸ジ-n-ブチル	41	263	16%	9	3	8	0.3	18	2	29%	5%
100	コバルト及びその化合物	37	270	15%	1	13		3	1	11		13%
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニル エーテル	56	385	15%	19	45	11	3	12	98	37%	2%
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	14	108	13%	49	0.5	12		1,358	8	1%	
242	ノニルフェノール	13	102	13%	3		3		0.4	0.01	88%	
198	ヘキサメチレンテトラミン	15	123	12%	47		0.2		30	1	0.3%	
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩(アルキル基の炭素数が10から 14までのもの及びその混合物に限る。)	21	173	12%	8	10	0.1	3	6	35	1%	7%
243	バリウム及びその水溶性化合物	16	133	12%	0.2	6	0.2		3	1	9%	
346	モリブデン及びその化合物	32	271	12%	9	2		1	6	91		1%
16	2-アミノエタノール	35	315	11%	22	28	2	4	57	24	2%	7%
67	クレゾール	12	134	10%	4		3		128	23	2%	

注:本表には抽出率が10%以上の業種を掲載。また、表3-30の注1～注4と同様。

3-2-3 年間取扱量のすそ切りに係る検討

(1)自治体からの意見

年間取扱量に係る自治体からの意見は下記のとおりである。いずれも年間取扱量の要件の引き下げについてであり、複数の自治体から要望があった。詳細は参考資料参照

- ・ 年間取扱量 1t 0.5t 等に一律に引き下げ
- ・ 年間取扱量によるすそ切り要件の撤廃
- ・ 複数の対象化学物質の年間取扱量を合計して、その「合計が 1t 以上」に変更する

(2)考察

年間取扱量 1t 未満の寄与

PRTR フォローアップ事業の結果に基づき、年間取扱量 1t 未満の寄与が大きい可能性がある業種、対象化学物質をそれぞれ抽出した。業種の抽出の条件は次のとおりである。

<業種の抽出条件>

- ・ PRTR フォローアップ事業の年間取扱量別の延べ回答件数(対象化学物質ごとの報告件数)において年間取扱量 1t 未満の件数が 8 割以上の業種(表 3-29 参照)
- ・ PRTR フォローアップ事業に基づいた試算結果で媒体別の寄与率が 10%を超える業種(表 3-32 参照)

表 3-34 年間取扱量 1t 未満の寄与が大きい可能性がある業種

業種コード	業種名
1200	食料品製造業
1700	家具・装備品製造業
2800	金属製品製造業
2900	一般機械器具製造業
3100	輸送用機械器具製造業
9210	自然科学研究所

注1: PRTR フォローアップ事業の限られた情報に基づく結果であり、可能性を示唆しているに過ぎない。
注2: 同調査は主に製造業を対象としているため、写真業、計量証明業等の非製造業に係るデータはほとんど得られていない。

<対象化学物質の抽出条件>

- ・ PRTR フォローアップ事業に基づいた試算結果で媒体別の寄与率が 10%を超える対象化学物質(表 3-33 参照)

表 3-35 年間取扱量 1t 未満の寄与が大きい可能性がある対象化学物質

物質番号	対象化学物質名
9	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)
100	コバルト及びその化合物
176	有機スズ化合物
242	ノニルフェノール
253	ヒドラジン
270	フタル酸ジ-n-ブチル
308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル

注1: PRTR フォローアップ事業に基づく結果であるため、本表では可能性を示唆しているに過ぎない。

注2: 同調査は主に製造業を対象としているため、写真業、計量証明業等の非製造業に係るデータはほとんど得られていない。

今後の調査の必要性

今後の調査において特に必要な事項は下記のとおりであると考えられる。

表 3-36 今後の調査の必要性

調査の項目	内容
非製造業における寄与	既存の調査は製造業における調査が主体であったため、非製造業に関するデータがあまりない。非製造業における年間取扱量 1t 未満の寄与が製造業よりも大きいことが考えられるため、その調査が必要である。
事業者の負担	すそ切りの要件を下げた場合の事業者の作業負担については未調査である。

3 - 3 従業員規模のすそ切り

3-3-1 類似制度の状況

(1) 条例における規定

自治体の条例に基づく届出制度のうち、PRTR の要件とは異なる場合を下記に示す。多くの自治体では PRTR 制度の補完として条例による届出制度を位置づけており、下記の例以外は化管法に基づく PRTR 制度の届出要件と同様である。

表 3-37 自治体における従業員規模のすそ切り要件

自治体名	従業員数
札幌市	10 人以上(事業者全体)
東京都、大阪府	すそ切りなし
川崎市	21 人以上(事業所)

注：札幌市は市内における事業所だけの従業員数として規定されている。

(2) 諸外国の状況

諸外国の PRTR 制度における事例を下記に示す。施設ベースの従業員数であるため単純に比較することはできないが、「すそ切りなし」としている国もある。

表 3-38 諸外国における従業員規模のすそ切り要件の例

国名	従業員数(施設ベース)
米国	常勤従業員 10 人以上
英国、フランス、豪州	すそ切りなし
韓国	総従業員数 30 人以上

資料：平成 17 年度 PRTR 制度国際動向調査(東京海上日動リスクコンサルティング(株))

(3) その他

平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業では 21 人未満(事業者)の調査を洗濯業等 3 業種で実施している。また、平成 11 年度パイロット事業では結果として 21 人未満(事業者)に該当する場合もあったが、データ数が少ないため、定量的な解析には適していない。

3-3-2 報告データ等の状況

以下は平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業に基づく結果のみを示す。

(1) 業種別の取扱状況

洗濯業、写真業、自動車整備業の取扱状況(事業者における従業員数が 21 人未満)について表 3-39 に示す。写真業で年間取扱量 1t 以上との報告をした事業所数は 6 件であり、平成 15 年度の写真業の届出件数よりも多い。

また、業種ごとの取扱率(=年間取扱量 1t 以上の対象化学物質がある事業所の割合)を表 3-39(事業者規模 21 人未満の事業所)と表 3-40(事業者規模 21 人以上の事業所)で比較した場合、事業者規模 21 人未満の取扱率は必ずしも小さくない。

表 3-39 業種別の取扱状況(事業者における従業員数が 21 人未満の事業所)

業種名	年間取扱量別の報告件数					合計 (b)	取扱率 =(a)/(b)
	取扱 なし	取扱あり					
		10kg 未満	10kg~ 0.1t	0.1t~ 1t	1t以上 (a)		
洗濯業	291	275	44	41	1	652	0.2%
写真業	123	45	8	9	6	191	3%
自動車整備業	87	134	66	74	14	375	4%

資料:平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業(環境省)

表 3-40 主なサービス業(対象業種)の取扱率(再掲)

業種名	届出 事業所数 (a)	全国の 事業所数 (b)	取扱率 =(a)/(b)
自動車卸売業	276	12,284	2%
洗濯業	149	75,783	0.2%
写真業	4	11,675	0.03%
自動車整備業	3,679	48,588	8%
機械修理業	55	25,707	0.2%
商品検査業	29	1,082	3%
計量証明業	31	568	5%

注1: 全国事業所数は事業所企業統計(平成 16 年、総務省)のデータを基に作成。

注2: 全国事業所数は、全事業所数から事業者 20 人未満の企業数を引いた値。

(2) 対象化学物質別の取扱状況

21 人未満の事業所で取扱いがある対象化学物質とその取扱量の分布を表 3-41 ~ 表 3-43 に示す。なお、洗濯業と写真業では、対象化学物質の用途がそれぞれ洗浄剤と現像液に偏っていたため(各表の脚注参照)、用途別の報告件数は省略した。

報告された対象化学物質の種類は、届出事業所と同じ場合が多いものの、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン(以上、洗濯業)、エチレンジアミン四酢酸(写真業)は平成 15 年度にそれぞれの業種から届出はなく、事業者規模 21 未満に限りて報告されたものである。

また、年間取扱量は 100kg 未満の場合が多いが、写真業では「銀及びその水溶性化合物」を年間 1t 以上使用したと報告した事業所が 7 件あり、平成 15 年度の写真業の届出事業所数 (4 件) よりも多い。また、自動車整備業でも多くの対象化学物質で年間 1t 以上の取扱いが報告され、中には年間取扱量 10t 以上の事業所もある。

表 3-41 対象化学物質及びその取扱量(洗濯業)

物質 番号	対象化学物質名	年間取扱量別の報告件数			
		100kg 未満	100kg ～ 1t	1t～ 10t	合計
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの 及びその混合物に限る。)	1	1		2
43	エチレングリコール	1			1
63	キシレン	1			1
200	テトラクロロエチレン	10	35	1	46
209	1,1,1-トリクロロエタン	2	4		6
211	トリクロロエチレン		5		5
299	ベンゼン		1		1
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アル キル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びそ の混合物に限る。)	2			2
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		1		1
合 計		17	47	1	65

資料:平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業(環境省)

注:ベンゼン以外の用途は全て洗浄剤であった。ベンゼンの用途は「クリーニング機器への使用」

表 3-42 対象化学物質及びその取扱量(写真業)

物質 番号	対象化学物質名	年間取扱量別の報告件数			
		100kg 未 満	100kg～ 1t	1t～10t	合計
47	エチレンジアミン四酢酸	2			2
64	銀及びその水溶性化合物	7	10	7	24

資料:平成 15 年度 PRTR フォローアップ事業(環境省)

注:用途は全て現像液であった。

表 3-43 対象化学物質及びその取扱量(自動車整備業)

物質 番号	対象化学物質名	年間取扱量				合計	用途								
		100kg 未満	100kg ~ 1t	1t ~ 10t	10t 以上		洗 浄 剤	塗 料 ・ 接 着 剤	希 釈 溶 剤	不 凍 液	燃 料	そ 他			
26	石綿			1		1									1
40	エチルベンゼン	18	6	1		25	1	21	16						
43	エチレングリコール	27	27	1		55		1	1	53					2
44	エチレングリコールモノ エチルエーテル	1		1		2									2
63	キシレン	47	36	1	2	86	17	79	54						1
68	クロム及び3価クロム化 合物	1				1		1							
121	ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	6				6									6
177	スチレン	4	4			8	1	5	4				1		1
224	1,3,5-トリメチルベンゼン			2		2		2	2						
227	トルエン	47	49	7	2	105	21	90	66						1
230	鉛及びその化合物	2	1	1		4		1	1						1
270	フタル酸ジ-n-ブチル			1		1		1	1						
346	モリブデン及びその化合 物	2				2									2
合 計		155	123	16	4	298	40	201	145	53	1				17

資料:平成15年度PRTRフォローアップ事業(環境省)

(3)届出相当排出量の試算

事業者における従業員数が21人未満の事業所の対象化学物質別の排出量を集計すると共に、PRTRフォローアップ事業の抽出率と排出量(集計値)に基づき、年間取扱量1t未満のデータも含めて「事業者規模21人未満」に係る全国排出量を試算した(表3-39~表3-41)。なお、括弧内の数値は年間取扱量1t以上のデータに限った場合の推計値である。

届出排出量と直接比較できるのは括弧内の数値であり、試算結果によると、自動車整備業では事業者規模21人未満の寄与が大きいものと推定される。

<PRTRフォローアップ事業の抽出率>

業種名	回答 事業所数 (a)	全国の 事業所数 (b)	抽出率 =(a)/(b)
洗濯業	652	6,615	9.9%
写真業	191	1,649	11.6%
自動車整備業	375	24,255	1.5%

注:全国の事業所数は事業者が20人未満の企業の企業数で代用した。

表 3-44 事業者規模 21 人未満に係る届出相当排出量の試算結果(洗濯業)

物質 番号	対象化学物質名	排出量集計値 (kg/年)			届出相当排出量 (t/年)			届出 排出量 (t/年)
		大気	公共用 水域	合計	大気	公共用 水域	合計	
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの及びその混合物に限る。)	3	221	224	0.03	2	2	0.6
43	エチレングリコール	3	19	22	0.03	0.2	0.2	0.001
63	キシレン	48	1	49	0.5	0.01	0.5	0
200	テトラクロロエチレン	9,515	410	9,925	96 (29)	4 (0.3)	100 (29)	425
209	1,1,1-トリクロロエタン	165	165	330	2	2	3	-
211	トリクロロエチレン	413	72	485	4	1	5	-
299	ベンゼン							-
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。)		11	11		0.1	0.1	2
309	ポリ(オキシエチレン)=ニルフェニルエーテル	25	60	85	0.3	1	1	0
合 計		10,171	960	11,130	100 (29)	8 (0.3)	110 (29)	

注1:届出排出量は平成 15 年度 PRTR データ。「-」は当該業種での届出がないことを示す。

注2:括弧内の数値は年間取扱量 1t 以上のデータに限った場合の届出相当排出量を示す。

表 3-45 事業者規模 21 人未満に係る届出相当排出量の試算結果(写真業)

物質 番号	対象化学物質名	排出量集計値 (kg/年)			届出相当排出量 (t/年)			届出 排出量 (t/年)
		大気	公共用 水域	合計	大気	公共用 水域	合計	
47	エチレンジアミン四酢酸		2	2		0.04	0.04	-
64	銀及びその水溶性化合物		154	154		1 (1)	1 (1)	0
合 計			156	156		1	1	

注1:届出排出量は平成 15 年度 PRTR データ。「-」は当該業種での届出がないことを示す。

注2:括弧内の数値は年間取扱量 1t 以上のデータに限った場合の届出相当排出量を示す。

表 3-46 事業者規模 21 人未満に係る届出相当排出量の試算結果(自動車整備業)

物質 番号	対象化学物質名	排出量集計値 (kg/年)			届出相当排出量 (t/年)			届出 排出量 (t/年)
		大気	公共用 水域	合計	大気	公共用 水域	合計	
26	石綿	250		250	17 (17)		17	0
40	エチルベンゼン	6,239	140	6,379	420 (320)	9 (7)	430 (330)	5
43	エチレングリコール	1,065	2,873	3,938	71 (29)	190 (65)	260 (94)	42
44	エチレングリコールモ ノエチルエーテル	15	1	16	1	0.2	1	0
63	キシレン	102,089	1,372	103,461	6,800 (6,300)	90 (65)	6,900 (6,400)	352
68	クロム及び 3 価クロム 化合物		1	1		0.1	0.1	0
121	ジクロロジフルオロメ タン(別名 CFC-12)	31	2	33	2	0.1	2	0
177	スチレン	290	42	332	19	2.8	22	8
224	1,3,5-トリメチルベン ゼン	4,750	100	4,850	320 (320)	7 (7)	320 (320)	0.1
227	トルエン	95,899	2,153	98,052	6,400 (5,600)	140 (110)	6,500 (5,700)	420
230	鉛及びその化合物		12	12		0.8	0.8	0.02
270	フタル酸ジ-n-ブチル	4,750	100	4,850	320 (320)	7 (7)	320 (320)	0.002
346	モリブデン及びその 化合物		1	1		0.1	0.1	0
合 計		215,378	6,797	222,175	14,000 (12,000)	450 (250)	14,000 (12,000)	

注1:届出排出量は平成 15 年度 PRTR データ。「-」は当該業種での届出がないことを示す。

注2:括弧内の数値は年間取扱量 1t 以上のデータに限った場合の届出相当排出量を示す。

3-3-3 小規模事業者による排出及び取扱実態等の例

(1) 排出量と従業員規模の相関(その1)

現行のPRTR制度における「21人以上」という届出要件の妥当性を検討するため、データ数の充実している平成13年度PRTRパイロット事業(経済産業省・環境省)における事業所別の報告データ(特別要件施設に係るデータを除く)を使用し、事業者規模と排出量との関係を定量的に把握した。

解析に使用したデータ

21人未満の事業者のデータはないものの、平成13年度PRTRパイロット事業(経済産業省・環境省)における事業所別の報告データ(特別要件施設に係るデータを除く)を使用した。報告データ数の多い対象化学物質の中から、用途や物性等が異なる以下の4物質を選定し、それぞれの全報告データを使って、「事業者全体の常用雇用者数」と「年間排出量」の散布図を作成した。

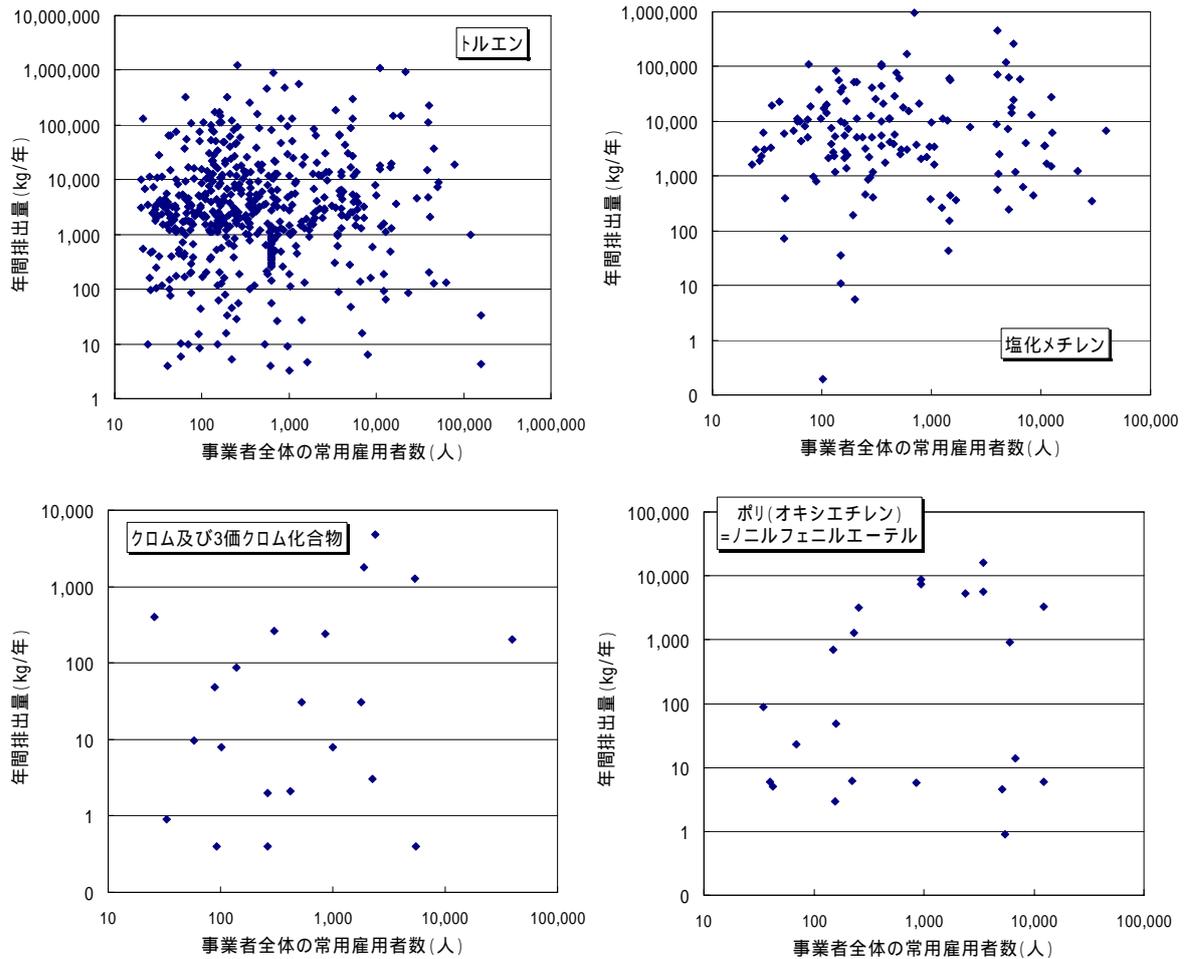
トルエン	物質番号:227
塩化メチレン	物質番号:145
クロム及び3価クロム化合物	物質番号:68
ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	物質番号:309

解析結果及び考察

事業者全体の常用雇用者数と年間排出量の関係を図3-2に示す。両者とも桁数に大きな幅があることより両対数グラフにて示しており、図より以下のようなことを読み取ることができる。

- ア) 「事業者全体の常用雇用者数」と「年間排出量」には、4物質ともほとんど相関がない。
- イ) トルエンの場合、すそ切り要件(21人以上)に近い規模の事業者でも、年間排出量が100トンを超えるような場合がある。
- ウ) 図に示す「21人以上」のデータから類推すると、「21人未満」でも排出量の大きな事業者が存在する可能性が高い。
- エ) 「排出量の大きさ」という観点で考える限り、「事業者全体の常用雇用者数」は適切なすそ切り指標とは考えられない⁽¹⁾。

「事業者の対応能力」といった別の観点からの検討は、ここでは示さない。



資料:平成 13 年度 PRTRパイロット事業(経済産業省、環境省)のデータより作成。
 注1: 常用雇用者数と年間排出量とも桁数に大きな幅があるため、両対数グラフで示す。
 注2: 排出量が完全にゼロの場合、グラフ上にプロットされていない。
 注3: 「21人以上の事業所」に限って報告を求めたため、それより小さな事業者のデータはない。

図 3-2 事業者全体の常用雇用者数と年間排出量の関係

(2) 排出量と従業員規模の相関(その2)

前記の平成 13 年度 PRTRパイロット事業(経済産業省・環境省)のデータはやや古いデータであるため、最新のデータを使って同様の解析を行うこととした。

解析に使用したデータ

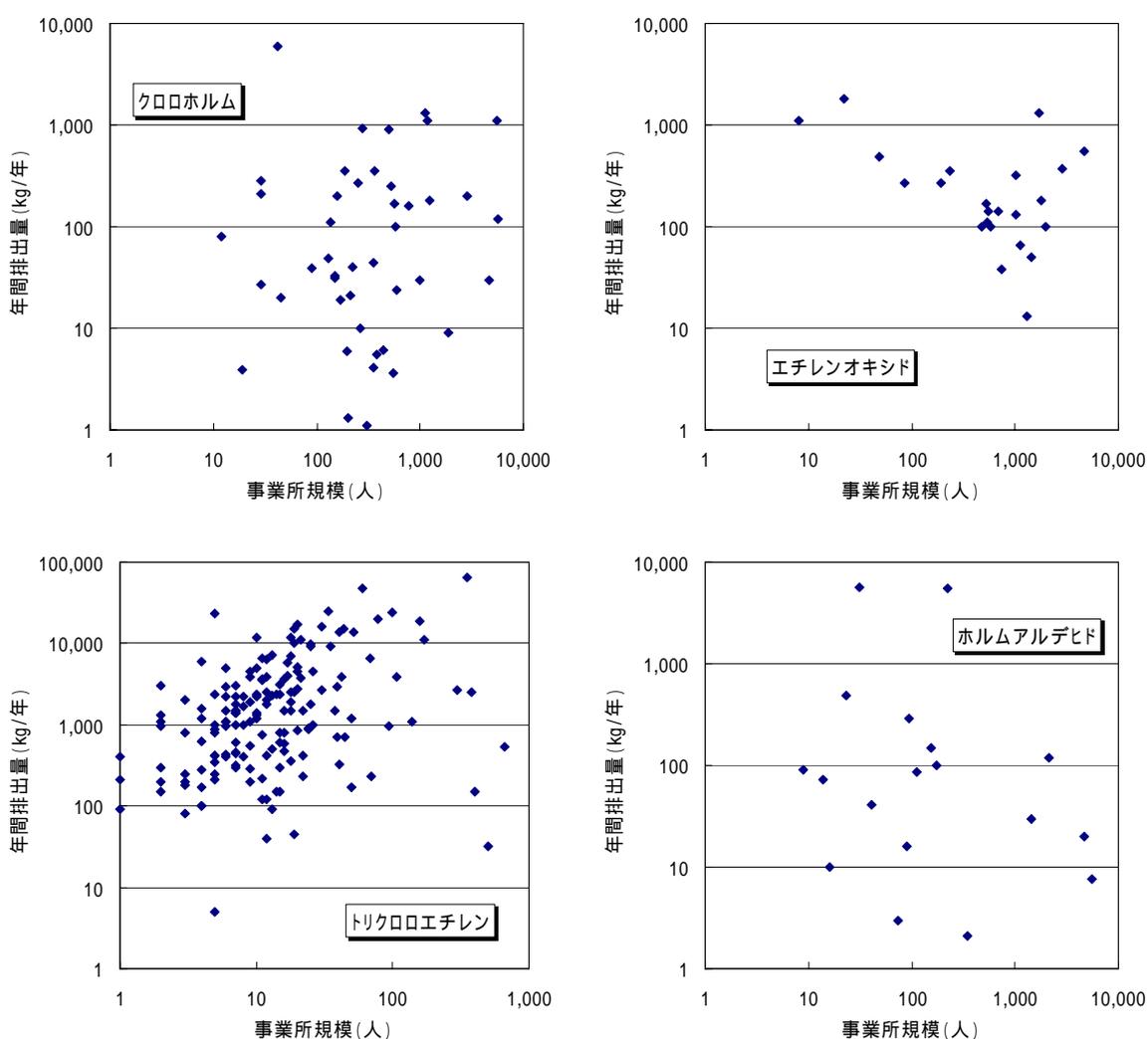
東京都の条例に基づいて報告された平成 16 年度の排出量データを使って、従業員規模との関係を調べた。利用可能なデータは「事業者全体の従業者数」が把握できないため、ここでは事業所ごとの従業者数で代用した。

報告データ数の多い対象化学物質の中から、用途や物性等が異なる以下の 4 物質を選定し、それぞれの全報告データを使って、「事業所の常用雇用者数」と「年間排出量」の散布図を作成した。

クロロホルム	物質番号: 95
エチレンオキシド	物質番号: 42
トリクロロエチレン	物質番号: 211
ホルムアルデヒド	物質番号: 310

解析結果及び考察

事業所の常用雇用者数と年間排出量の関係を図 3-3 に示す。ここでは「事業者規模」ではなく「事業所規模」で代用したが、年間排出量との間にほとんど相関がない点では、前記のデータと同様の結果である。



資料: 東京都の環境確保条例に基づく平成 16 年度の報告データより作成。

注 2: 常用雇用者数と年間排出量とも桁数に大きな幅があるため、両対数グラフで示す。

注 3: 排出量が完全にゼロの場合、グラフ上にプロットされていない。

図 3-3 事業所の常用雇用者数と年間排出量の関係

(3) 自治体による調査結果

自治体が実施した調査より、従業員数が21人未満の事例を抽出した。事業者の従業員数が21人未満の場合でも年間取扱量や排出量が届出事業者と相違ない場合が多数ある。

表 3-47 事業者規模 21 人未満における対象化学物質の取扱い状況の例(その1)

事業者名	事業者の従業員数	業種	対象化学物質名	年間取扱量(kg/年)	備考
A社	6人	化学工業	塩化メチレン	19,500	製品として購入しており、排出量は少ないと考えられる。
B社	2人	金属製品製造業	塩化メチレン	94,000	剥離剤と使用しているため排出量は多いと考えられる。
C社	18人	塗料製造業	キシレン トルエン	219,000 32,300	塗料を製造するために原料として購入しており、大部分は製品となるため排出量は少ない。
D社	3人	塗料製造業	キシレン トルエン	15,300 15,300	C社と同じで排出量は少ないと考えられる。
E社	20人	塗料製造業	キシレン トルエン	23,000 230,000	同上
F社	17人	伸線業	亜鉛の水溶性化合物	2,490	水域に排出している水溶性亜鉛と廃棄物として出される水溶性亜鉛がある。対象が水溶性であるため、量的には現在の対象事業所と同じで排出量は少ないと考えられる。
G社	19人	伸線業	亜鉛の水溶性化合物	5,518	F社と同じで排出量は水溶性のため多くはないと考えられる。
H社	2人	鍍金	ニッケル	1,240	対象の鍍金事業所と同一レベルの排出量はあると考えられる。
I社	8人	洗浄剤製造	1,2-ジクロロプロパン	20,000	塗料製造業と同じで、製品とするために購入しているため排出量は多くない。

資料:大阪府の調査結果に基づき作成

表 3-48 事業者規模 21 人未満における対象化学物質の取扱い状況の例(その2)

事業者名	事業者の従業員数	業種	対象化学物質名	年間取扱量(kg/年)	年間排出量(kg/年)	備考
J社	15人	自動車整備業	キシレン トルエン	2,800 2,200	2,200 2,000	塗装溶剤として使用
K社	8人	出版・印刷・関連産業	トルエン	2,900	2,900	
L社	20人	金属製品製造業	トルエン	1,100	760	
M社	6人	燃料小売業	キシレン	17,000	0	事業者は全く排出しないと認識

資料:札幌市の調査結果に基づき作成した。

(4) 文献で把握される事例

化学工業のように「プラント」によって事業活動を行うような業種では、一般に従業員規模は事業活動の規模を表すための適切な指標ではないと考えられる。したがって、ここでは化学工業を中心に、事業者規模 21 人未満であっても大規模な生産設備を有する事業者の例を文献より抽出して示す。

表 3-49 事業者規模 21 人未満で事業規模が大きいと考えられる事例

事業者名	従業員規模	事業内容	規模を表す指標
A社	20人	着色顔料(高級黄鉛等)、防錆・船底塗料用顔料(シアナミド鉛等)の製造	設備能力 着色顔料:360t/年 防錆顔料:600t/年
B社	18人	食器、野菜用洗剤、クリーナー、ワックス、金属用洗浄剤等の製造	生産量(H16年度) 洗剤:2,300t/年
C社	5人	農薬の製造	設備能力 農薬(石灰硫黄合剤):1,500t/年
D社	10人	水加ヒドラジンの製造	設備能力 水加ヒドラジン:12,000t/年
E社	6人	尿素樹脂接着剤、メラミン樹脂接着剤の製造	出荷量(H16年度) 尿素樹脂系接着剤:11,000t/年 メラミン樹脂系接着剤:1,300t/年
F社	20人	界面活性剤各種の製造	生産量(H16年) 各種界面活性剤:2,300t/年
G社	12人	塩化亜鉛、塩化アンモン等の化学薬品の製造	設備能力 塩化亜鉛:3,000t/年 シュウ酸:2,000t/年
H社	15人	農薬の製造	設備能力 殺虫剤、殺菌剤、忌避剤:1,600t/年

資料:化学工業会社録 2006(化学工業日報社)

3-3-4 小規模事業者の届出に関する負担

(1) データ収集の方法

事業者規模 21 人未満の事業者の届出に関しては、その排出量等の大きさとは別に、事業者の対応能力に係る懸念も一部の自治体から聞かれた。

したがって、ここでは小規模事業者を含めて届出制度を実施している自治体に協力を求め、アンケート形式で事業者の対応能力について調査した。

(2) 結果

21 人以上(21～29 人)の事業者に属する事業所の場合、事業所単位では化学物質の専門的な知識がある担当者は存在しない場合が多いが、事業者全体では存在している割合が3割程度まで上がる。しかし、21 人未満の事業者に属する事業所の場合、事業者全体でも化学物質の専門的な知識がある担当者が存在しない場合が多い(表 3-50)。

また、届出に係る作業負担や対応能力としては、21 人以上では「報告データの精度に自信がない」と回答した事業所は皆無だったが、21 人未満では約4割の事業所が「報告データの精度に自信がない」と回答し、小規模事業者の対応能力について若干の懸念が示された(表 3-51)。

表 3-50 化学物質の専門的知識がある担当者の有無

	回答数			
	21 人未満の事業者		21～29 人の事業者	
	担当者あり	担当者なし	担当者あり	担当者なし
事業所として	1	11	2	16
事業者全体で	1	11	5	13

資料：札幌市の条例の届出事業所に対するアンケート調査(平成 17 年度)

表 3-51 届出に係る作業負担や対応能力

選択肢	事業者規模別の回答数	
	21 人未満	21～29 人
技術的に困難なものはなく、報告データの精度にも問題はない	4	6
報告データの作成等に大変な時間を要したが、努力すれば対応できる	3	9
報告データの作成等に大変な時間を要するだけでなく、報告データの精度にも自信がない	5	-

資料：札幌市の条例の届出事業所に対するアンケート調査(平成 17 年度)

3-3-5 従業員規模によるすそ切りに係る検討

(1)自治体からの意見

従業員規模の届出要件について、アンケート調査等による自治体からの意見には下記のようなものがある。「事業者規模 21 人以上」という規模要件を撤廃すべきとの提案は、多くの自治体から出された(アンケート調査では8自治体)。

- ・ 「事業者規模 21 人以上」という規模要件の撤廃
- ・ 他の統計データと規模の区切り方を一致させるべき(例:21 人以上 20 人以上)
- ・ 未届率が増加するためすそ切りを下げの必要はない
- ・ すそ切りを撤廃すると体制作りが困難な場合が考えられるが、化学工業等是对応能力が高い

(2)考察

本調査における検討ポイントごとのまとめを下記のとおり示す。

表 3-52 従業員規模によるすそ切りに係る考察

検討ポイント	考察
21 人未満の寄与	PRTR フォローアップ事業の結果から洗濯業、写真業、自動車整備業に限りデータ解析を行った。その結果、上記業種における対象化学物質の取扱状況等は従業員数による差は小さいことが示唆された。 しかし、他の非製造業や製造業の調査は行っていない。
取扱量等との相関	平成 13 年度 PRTR パイロット事業等における事業者規模と排出量の解析結果では、両者の相関はほとんどないことが示された。 また、自治体調査から引用した事例により、21 人未満の事業者でも対象事業者に匹敵する取扱量や排出量等があることが確認された。
事業者の対応能力	21 人以上と 21 人未満の事業者を比較して明確な違いはわからないものの、21 人未満の事業者では届出に係る対応能力に若干の懸念があり、支援の必要性が示唆された。

3 - 4 その他の届出要件

3-4-1 特別要件施設

(1)自治体の条例

石川県、札幌市においては、特別要件施設は届出対象としていない。

(2)自治体からの意見

自治体による意見は主に下記のとおりである。

- ・ 下水処理場からの移動量なども届出対象に追加
- ・ 廃棄物の中間処理施設を届出対象に追加
- ・ 特別要件施設における物質指定を撤廃
- ・ 下水処理場からの界面活性剤等を追加
- ・ ダイオキシン類の把握の中止
- ・ 排出量がゼロの物質は届出の省略が可能とすべき

(3)海外の状況

特別要件施設を対象としている例は本調査の範囲では確認できなかった。

3-4-2 製品の要件

(1)自治体の条例

独自の制度を設けている自治体はなかった。

(2)自治体からの意見

自治体による意見は主に下記のとおりである。どちらも現在の制度を拡大する方向である。

- ・ 廃棄物 MSDS 制度の開始に連動し、廃棄物中の対象化学物質まで拡大する
- ・ 事業活動以外の化学物質の使用も追加

(3)海外の状況

当該項目の特段の情報は得られていない。